

軽自動車税（種別割）の課税対象となる農耕作業用自動車・ 小型特殊自動車の申告について

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車や、フォーク・リフト、ショベル・ローダなどの小型特殊自動車は、軽自動車税（種別割）の申告をして、ナンバープレートを取り付ける必要があります。小型特殊自動車は次の表により「農耕作業用」「その他」の2種類に分類され、軽自動車税（種別割）の税額が異なります。

※公道を走行しない（工場内や田畑でしか使用しない）車両でも、軽自動車税（種別割）の申告が必要です。

※使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

※新たに買い替えた場合は、届出なしにナンバープレートを付け替えることは認められていません。「古い車の廃車申告」と「新しい車の新規登録」の申請を行い、新たにナンバープレートの交付を受けてください。

※軽自動車税（種別割）が課税される小型特殊自動車は、固定資産税が課税される償却資産の対象外となります。

軽自動車税（種別割）の対象となる小型特殊自動車

区 分	農耕作業用	その他
自動車の長さ	制限なし	4.7m 以下
自動車の幅	制限なし	1.7m 以下
自動車の高さ	制限なし	2.8m 以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速 35km 未満	時速 15km 以下
構 造	農耕用トラクタ 田植機 刈取脱穀作業車（コンバイン） 農作業用トレーラ 農業用薬剤散布車 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 （例：型式認定番号が「農〇〇〇〇号」のもの）	ショベル・ローダ タイヤ・ロータ フォーク・リフト ロード・ロータ、グレーダ ロード・スタビライザ スクレーバ ロータリー除雪自動車 アスファルト・フィニッシャ タイヤ・ドーザ、ダンバ モータ・スイーパ ホイール・ハンマ ホイール・ブレーカ フォーク・ローダ ホイール・クレーン ストラドル・キャリア ターレット式構内運搬自動車 自動車の車台が屈折して操向 する構造の自動車

		国土交通大臣の指定する構造 のカタピラを有する自動車 国土交通大臣の指定する特殊 な構造を有する自動車 （林内作業車、原野作業車 ホイール・キャリア、 草刈作業車）
年税額	2,400 円	5,900 円
その他	最高速度が時速 35km 以上の場合は、 大型特殊自動車	自動車の長さ、幅、高さ、最 高速度が 1 つでも要件を超え る場合は、大型特殊自動車

※乗用装置の無いもの又は大型特殊自動車で事業用資産の場合は、固定資産税（償却資産）の申告が必要になります。